

「指定ごみ袋制度」が始まります

(6月1日から燃やすごみを出す時は必ず指定ごみ袋をお使いいただく制度が始まります)

主催	
日時	令和3年6月1日（火）～
場所	
内容	<p>以前からお知らせしておりました指定ごみ袋制度を、6月1日から完全実施します。</p> <p>指定ごみ袋は、昨年12月から市内のスーパーやドラッグストア、ホームセンターなどで販売していただいております、実際に使っていただいている市民の方も少なくありません。</p> <p>今月末までは、透明または半透明のごみ袋であっても収集しますが、6月1日からは指定ごみ袋以外でごみステーションに出されたごみは収集できません。燃やすごみを出すときは、必ず指定ごみ袋を使ってください。</p> <p>指定ごみ袋は平袋と持ち手付き型の2種類、それぞれ3つのサイズ（45、30、15リットル）がありますので、ご家庭の状況に応じてお使いください。</p> <p>指定ごみ袋を導入する目的は、市民の皆さまに、ごみの減量と資源化について意識していただくことにあります。</p> <p>指定ごみ袋には、ごみ減量につながる啓発文のほか、中ほどには一回り小さいサイズのごみ袋に収めることができるラインを印刷していますので、このラインをひとつの目安として、ごみ減量につなげていただきたいと思います。</p> <p>※ 指定ごみ袋制度の対象は、家庭からの「燃やすごみ」のみとなります。</p> <p>燃やすごみ以外のごみや資源物の出し方は今まで通りです。</p> <p>資源の日に出す剪定枝や草、衣類は透明または半透明の袋で出してください。</p>
対象（参加者）	
定員	
参加費	
申込先・方法	
目的・背景 その他	
市ホームページ	掲載済み
広報かこがわ	令和2年3月号、令和3年2月号、5月号に掲載



加古川市 ごみ減量推進課 (担当: 小山)
☎ 079-426-5440 (直通)